

「自転車の安全利用・ヘルメット着用推進月間」実施要領

令和7年中、自転車利用中の死者は9人（前年比2人増）で、このうち7人が乗車用ヘルメットを着用していませんでした。

「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」では、自転車損害賠償責任保険への加入義務、乗車用ヘルメットの着用が努力義務と定められています。さらに、道路交通法でも全ての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメットの着用が努力義務と定められています。

岐阜県では、5月を「自転車の安全利用・ヘルメット着用推進月間」とし、自転車利用者に対する啓発活動を推進することにより、自転車の交通事故防止と安全利用を図ることとします。

1 実施期間

令和8年5月1日（金）から5月31日（日）まで

2 重点

交通ルール遵守の徹底と乗車用ヘルメットの着用を始めとした自転車の安全利用の推進

3 重点に関する推進事項

(1) 自転車利用時の交通ルール遵守の徹底

- ・ 自転車は道路交通法上の車両であること、車両として交通ルールを遵守し、自転車安全利用五則に従った交通マナーを実践しなければならないことを周知する。
- ・ 危険性を理解し、安全な利用を図るため、自転車シミュレータやVRゴーグル等を使用した、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。
- ・ この月間を中心に、中学生や高校生に対する通学時間帯における乗車用ヘルメット着用を含めた街頭啓発活動を推進する。
- ・ 車両側面への反射器材の装着と、夕暮れ時以降の早めのライト点灯について周知啓発する。

(2) 乗車用ヘルメットの着用促進

- ・ 交通事故の被害を防止、軽減するため、全ての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメットの着用を啓発する。
- ・ こどもを幼児用座席に乗せる際やこどもが自ら自転車に乗る際は、こどもに乗車用ヘルメットを着用させるように周知徹底する。

(3) 自転車損害賠償責任保険等の加入促進

自転車利用者に対する高額賠償事例もあることから、被害者救済等を目的とした自転車損害賠償責任保険等への加入促進を図る。

(4) 特定小型原動機付自転車等に関する安全対策の推進

- ・ 法律で定める基準を満たさないものは、車両区分に応じた交通ルールが適用されることについて周知徹底を図る。
- ・ 交通事故の被害軽減のため、乗車用ヘルメットの着用について啓発する。